

平成14年度 再評価実施事業（国庫補助事業）調書

事業所管部局		国土交通省港湾局	
計画事業名	川崎港廃棄物処理事業 廃棄物埋立護岸	事業担当局	港湾局港湾整備部事業計画課
事業採択年度	平成5年度	許可・承認等年度	平成5年度（着手）
経過年数	10年	該当条項	事業採択後10年間を経過
完了予定年度	平成22年度	関連事業名	
事業の目的・概要・課題	事業目的	事業採択時の背景及び契機	
	事業内容	事業採択（着手，未着手）から基準年を経過している主な理由	
	事業費規模（単位：百万円）	現状の課題	

評価の概要	川崎市の都市化に伴い，廃棄物の最終処分場を内陸部に確保することが困難となり，海面埋立に頼らざるを得ない状況下で，市民生活から発生する一般廃棄物，上下水道の浄化処理により発生する汚泥，市内公共工事から発生する土砂等の受け皿として，また都市生活の機能確保のためにも市内唯一の最終処分場を整備する必要がある。
-------	---

再評価への考え方	当該事業は「川崎新時代2010プラン」における「市民に親しまれる国際貿易港の整備」及び港湾法に基づく港湾計画に位置付けられている。 本処分場は，市内唯一の廃棄物最終処分場であり，市民の一般家庭における生活から発生する一般廃棄物，上下水道の浄化処理により発生する汚泥，公共工事から発生する土砂を安定的に処分できる最終処分地を確保し，都市生活の機能を確保することが不可欠であるため，本事業は継続する必要がある。
----------	--

対応方針案	（ 継続 ・ 中止 ・ 休止 ）
対応方針案の考え方	平成12年度より第1ブロック（管理型）の受入を開始しており，すでに事業効果がみられるが，一般廃棄物，産業廃棄物を受入れることになっている第1ブロックを延命化させるためにも，建設発生土等の受入れ場所を継続整備する必要がある。